

山形県公立大学法人役員報酬等規程

平成21年4月1日規程第18号

改正 平成26年2月21日規程第2号

改正 平成30年4月1日規程第24号

(趣旨)

第1条 この規程は、山形県公立大学法人（以下「法人」という。）の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬及び退職手当に関し必要な事項を定める。

(役員の報酬)

第2条 理事長の報酬は、山形県公立大学法人職員給与規程（平成21年規程第23号。以下「職員給与規程」という。）に基づき格付けした給料、通勤手当その他の手当とする。

2 非常勤の役員の報酬は、非常勤役員報酬とする。

3 職員を兼務する理事（以下「職員兼務理事」という。）に対しては、役員の報酬は支給しない。

(非常勤役員報酬)

第3条 非常勤役員報酬は、次のとおりとする。

理事 日額 9,800円

監事 日額 9,800円

(非常勤役員の通勤に要する費用)

第4条 非常勤の役員には、通勤に要する費用を山形県公立大学法人職員旅費規程（平成21年規程第34号）の定めるところにより支給する。

(報酬の支給日)

第5条 理事長の報酬の支給日は、職員給与規程第7条の規定の例による。

2 非常勤役員の非常勤役員報酬及び通勤に要する費用の支給日は、当該役員が執務を行った日の属する月の翌月の10日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下この項において「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

(退職手当)

第6条 理事長に対する退職手当は、山形県公立大学法人職員退職手当規程（平成21年規程第36号。以下この項において「職員退職手当規程」という。）に基づき算定した額を職員退職手当規程の適用を受ける職員の例により支給する。

2 職員兼務理事及び非常勤の役員に対する退職手当は、支給しない。

(退職手当の期間の通算)

第7条 理事長が、任期満了の日又はその翌日において再び理事長に任命されたときは、退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。

2 理事長が、引き続いて職員（山形県公立大学法人職員就業規則（平成21年規則第2号）の適用を受ける職員。以下同じ。）となったときは、この規程による退職手当は支給しない。

3 理事長が、職員から引き続いて理事長となった場合におけるその者の理事長としての引

き続いた在職期間には、その者の職員としての引き続きた在職期間を含むものとする。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給方法については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬及び退職手当に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月21日から施行する。ただし、題名、第1条、第2条、第4条、第6条の改正規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日から平成26年3月31日の間は、改正後の第7条第2項中「山形県公立大学法人職員就業規則（平成21年規則第2号）」とあるのは、「公立大学法人山形県立米沢女子短期大学職員就業規則（平成21年規則第2号）」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の役員報酬等規程第3条の規定の適用については、同条中「理事 日額 9,800円、監事 日額 9,800円」とあるのは、「理事 日額 9,700円、監事 日額 9,700円」とする。